- 〇 主文
- 一被告らが別紙目録記載の土地に対し法定外普通税の新設を怠る事実の違法確認を求める訴えを却下する。
- 二、その余の訴えにつき、原告の請求を棄却する。
- 三 訴訟費用は原告の負担とする。
- 〇 事実
- 第一 申立て
- 一 原告
- (一) (主位的に)

被告らが別紙目録記載の土地(以下、本件土地という。)に対し固定資産税の賦課 徴収を怠る事実の違法を確認する。

(二) (予備的に)

被告らが本件土地に対し法定外普通税の新設を怠る事実の違法を確認する。

二 被告ら

主文と同旨

第二原告の主張

一 被告らの本案前の主張に対する答弁

予備的請求にかかる法定外普通税の新設を怠る事実の違法確認の訴えについて、原告が出訴前に監査請求手続を経由しなかつたことは認める。

二 請求原因

(一) 原告は肩書地に居住する三田市の住民である。

(二) 本件土地は、もと兵庫県有馬郡三輪町三輪区の所有であつて、昭和二八年一月三〇日右土地の管理者である三輪町長より訴外三田ゴルフ株式会社に対し使用目的をゴルフ場用地として賃貸され、その後三輪町が三田市に合併されたことに伴い、三田市長がその管理者となり、右訴外会社によりゴルフ場用地として使用されて現在に至つているところ、地方自治法上の財産区である三輪財産区に対し昭和三四年以降右土地についての固定資産税の賦課徴収がなされていない。

しかしながら、本件土地については、地方税法三四八条三項の規定に従つ て固定資産税の賦課徴収がなされるべきであり、三田市の執行機関たる被告三田市 長A及び徴税事務を担当する被告三田市税務課長Bにおいて、前記(二)の事実を 知りながら何らその是正措置を講じないことは違法である。すなわち、地方税法三 四八条一項は、財産区のほか国、都道府県等に対しては固定資産税を課さない旨規 定しているが、その趣旨は、国等の公的な性格と国等の相互非課税の観念に由来す るに過ぎず、固定資産税はそもそも財産課税としての物税であつて、財産そのもの に着目して課税されるべき性格を有するのであるから、財産区所有の土地であつて も、それが本件のように公用又は公共の用に供されているものではなく、ゴルフ場 用地として使用され、一般の土地と同様の状態で使用収益されている限り、これを 非課税とすべきいわれはない。三輪財産区のごとく明治二二年の市町村制施行以前 よりの旧慣に基づき成立し、他に何ら公の施設も設けず、又引続き旧慣による使用 収益も行われていない財産区所有の財産であつても、それが第三者に賃貸され現に 収益をあげている場合と、公益目的又は公共の用に供されている場合とでは本質を 全く異にする。これを同一視して一律に非課税とみなすことは、ただに税収入のう ち固定資産税にその多くを依存している三田市の税財源確保上相当でない(本件土 地に固定資産税を賦課するとすれば、その税額は年間五〇〇万円ないし一〇〇〇万円にのぼる。)ばかりか、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の 制定趣旨に違背し、また租税の賦課徴収については同様の状況にあるものには同様 に、異なつた状況にあるものには異なつた取扱をすることが租税公平負担の原則、 ひいては憲法一四条の平等原則に適うところ、本件土地についても昭和三三年度ま では三田市において固定資産税を賦課していた経緯があり、右土地と全くその成立 事情を同じくする三田市成谷財産区に対しては、三田市内に現存する他の六か所の デースと同じ、アルーローのでは、 ゴルフ場用地とともに現在もなお固定資産税の賦課徴収が行われているのであるか ら、ひとり三輪財産区についてのみ非課税とすることは前述の諸原則にも違反するというほかない。成谷区有財産(部落有財産)は、三輪区有財産と同様三輪町長な いし三田市長が管理処分権を行使してきたもので(成谷区有財産は昭和四〇年三月 三田市がC外一四名より無償取得した。)その議決機関が三輪区については昭和三 五年一一月より三輪財産区議会となり、成谷区については従前どおり三田市議会で ある点が異なるにとどまり、両者とも地方自治法上の財産区であることに変りはな い。

(四) そこで、原告は、昭和四九年一一月二四日三田市監査委員に対し被告らが本件土地に対する固定資産税の賦課徴収を怠る事実の是正惜置を請求したところ、同監査委員は昭和五〇年一月一三日原告の請求は理由がないとの結論を出し、翌一四日その旨書面で原告に通知した。

よつて、本訴において主位的に被告らの右怠る事実の違法確認を求める。

(五) 仮に、以上の請求が理由がないとしても、被告らは市税を公平に賦課徴収し、あわせて三田市の財政需要を充足させる措置を講ずべき職務上の義務があり、地方公共団体は条例により地方税の税目等を定めうる(地方税法三条)のであるから、前叙の事情に照らし、被告らが本件土地に対し条例による法定外普通税の新設の措置をとらないことは違法である。

よつて、本訴において予備的に被告らの右怠る事実の違法確認を求める。

第三 被告らの主張

ー 本案前の主張

原告の予備的請求にかかる訴えは適法な監査前置手続を経ていないから不適法である。すなわち、住民は監査請求を経由しなければ住民訴訟を提起しえないところ、右訴えの対象とされている怠る事実は、請求原因(四)記載の監査請求にかかる怠る事実とは全然別個の事柄であるから(前者は本件のような場合は固定資産税を課することができないことを前提とし、後者はその逆である。)、右監査請求によつて本件予備的請求の訴えの監査前置手続が履践されたことにはならない。現に原告は右請求について本件提起後の昭和五〇年四月三日三田市監査委員に対し新たな監査請求をしているのである。

二 請求原因に対する答弁と主張

(一) 請求原因事実中、(一)、(二)及び(四)の事実は認めるが、その余の事実は争う。

(三) 原告主張の成谷区有財産は、土地登記簿上C外一四名の共有名義で登記されており、実際上も同人らの所有に属するものであつて、成谷財産区の所有ではない。三田市には成谷財産区という特別地方公共団体は存在しないのである。そして登記名義人たる同人らに対しては、地方税法により固定資産税を課する要件を具備しているものであり、三縮社庶9巨對丘工は同法による課税要件を具備していないものであるから、一方に課税し、他方に課税しないとしても憲法一四条一項に違反するものではないし、また固定資産税について不公平な賦課徴収をしているものにもあたらない。

第四 証拠関係(省略)

〇 理由

一 主位的請求について

請求原因(一)、(二)及び(四)の事実は当事者間に争いがない。ところで、原告は、財産区である三輪財産区が所有する本件土地につき同財産区に対し固定資産税の賦課徴収がなされるべきであると主張するが、財産区が所有する固定資産については、地方税法三四八条一項の規定により、市町村は固定資産税を賦課すること

さらに原告は、三田市が三輪区と同じ財産区である成谷財産区に対しては三田市内に現存する他の六か所のゴルフ場用地とともに固定資産税を賦課徴収している事実があるとし、この事実を捉えて三輪区に対し本件土地につき固定資産税を賦課して、原告の原則及び憲法一四条に違反する旨主張するが、原告のいるの点をひとまず措くとして、三輪区に対しては地方税法の解釈上固定資産税は非に対し固定資産税を賦課しないことは原告主張のような租税公平負担の原則や憲法に対し固定資産税を賦課しないことは原告主張のような租税公平負担の原則や憲法に対し固定資産税を賦課しないことは原告を表すると、以上と表す。

してみると、以上と異なる見解に立つて被告らが本件土地に対し固定資産税の賦課 徴収を怠る事実の違法確認を求める原告の主位的請求は、その余の点を判断するま でもなく、理由がないからこれを棄却すべきである。

以上のとおりであるから、原告の主位的請求は棄却し、予備的請求にかかる訴えは却下することとし、訴訟費用の負担にについて民事訴訟法八九条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 松浦豊久 篠県勝美 田中 清) 別紙(省略)